

一般財団法人 南部振興会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、南部広域若しくは地域の地方自治、教育、文化、体育、社会福祉、産業経済等に貢献し、地域の振興発展に功績が顕著な個人、又は団体の表彰に必要な事項を定めるものとする。

(表彰の部門)

第2条 表彰の部門は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地方自治部門
- (2) 教育部門
- (3) 文化部門
- (4) 体育部門
- (5) 社会福祉部門
- (6) 産業経済部門
- (7) 特別功労
- (8) その他

(表彰の範囲)

第3条 南部振興会（以下「本会」という）表彰を受ける者は、次の各号の一に該当し特に功績の顕著な者とする。

- (1) 第5条に掲げる南部広域的組織で、当該同一団体の長を4年以上、長、副長を通算して12年以上在職した者。
 - (2) 市町村長として12年以上在職した者。
 - (3) 市町村議会議長として12年以上在職した者。
 - (4) 公選による委員等として16年以上在職した者。
 - (5) 市町村長、副市町村長、助役、収入役及び教育長の職にあった年数を通算して、16年以上在職した者。
 - (6) 前各号の外、広域的若しくは地域で奉仕活動等に20年以上従事した者。
- 2 前項で規定する在職年数は、月をもって計算し、中断することがあってもこれを通算し、表彰期日において6ヶ月以上の端数を生じたときは1年とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、1月を定期する。但し、被表彰者が、5名未満の場合次年度に表彰する。

2 表彰は、表彰状及び記念品を贈り、その功を称える。

(被表彰者の推薦)

第5条 次の各号に掲げる団体の長は、表彰するにふさわしい者があると認めるときは、これを本会理事長に推薦することが出来る。

- (1) 南部市町村会
- (2) 南部地区市町村議会議長会
- (3) 島尻市町村教育長会
- (4) 島尻市町村教育委員会連合会

- (5) 南部地区農業委員会会長会
- (6) 南部地区漁業共同組合会長会
- (7) 南部地区商工会連絡協議会
- (8) 南部地区社会福祉協議会連絡協議会
- (9) 南部連合文化協会
- (10) 市、郡体育協会
- (11) 南部地区老人クラブ連合会
- (12) 南部地区女性連合会
- (13) 南部地区青年団連絡協議会
- (14) 地区PTA連合会
- (15) 地区交通安全協会
- (16) 地区防犯協会
- (17) 地区保護区保護司会
- (18) 更生保護女性会

2 前項の何れかの団体にも所属しない者で、特に市町村長が表彰するにふさわしいと認める者がある場合は、その者に第6条の関係書類を提出させ推薦することができる。

(推薦の書類)

第6条 前条の規定により、推薦する場合、次の各号に掲げる書類を1部提出しなければならない。

- (1) 推薦調査書 (第1号様式)
- (2) 功績調査書 (第2号様式)
- (3) 履歴書 (第3号様式)
- (4) 戸籍抄本
- (5) その他参考資料

(選考審査委員会)

第7条 本会理事長は、被表彰者の審査を行うために、選考審査委員会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

- 2 審査会は、第5条第1項及び第2項に規定された団体等より推薦された者で第6条にて提出された書類を審査し、その結果を本会理事会に報告しなければならない。
- 3 審査会は、本会理事、並びに学識経験者若干名をもって組織する。ただし、学識経験者審査委員は、本会理事会の承認を経て理事長がこれを委属する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に委員長副委員長をおき、本会の正副理事長をもって当てる。
- 6 審査会は、委員長が招集し、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 7 委員は、自己または父母、祖父母、配偶者、子もしくは兄弟姉妹にかかる調査及び審査についてはその議事に参与することが出来ない。ただし、委員会の同意を得たときは会議に出席し、発言することが出来る。
- 8 審査会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させるまたは意見を聴取し、もしくは、説明を求めることが出来る。

(被表彰者の決定)

第8条 理事長は、被表彰者を決定する場合審査会の議を経て、本会理事会の承認を経なければならない。ただし、同一人を2回以上表彰することは出来ない。

2 第2条第7号の被表彰者については、前項の規定に関わらず、本会理事会の議を経て決定し、表彰することが出来る。

3 理事長は第1項及び第2項の規定により被表彰者を決定した場合は、第5条に定める団体、個人に通知しなければならない。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

第9条 被表彰者となった者がその表彰前に死亡した場合は、表彰状及び記念品はその遺族に授与する。

(表彰の取り消し)

第10条 被表彰者に決定しても、次の各号に該当した場合、本会理事長は表彰を取り消すことが出来る。

(1) 禁固以上の刑に処されたとき。

(2) 選挙権の停止処分を受けたとき。

(被表彰者名簿)

第11条 被表彰者の氏名、その他必要な事項は被表彰名簿に登録し、これを永久保存する。

(補 則)

第12条 この規程に定めるものの他、表彰に関し、必要な事項は本会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

変更後の規程は移行の登記の日からの適用とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。